# 吸収分割に関する事後備置書類

株式会社MJS Finance & Technology

株式会社ミロク情報サービス

令和５年７月１日

# 吸収分割に係る事後備置書類

東京都新宿区四谷四丁目 29 番地１
株式会社 MJS Finance & Technology
代表取締役社長　　平子　惠生

東京都新宿区四谷四丁目 29 番地１
株式会社ミロク情報サービス
代表取締役社長　　是枝　周樹

株式会社 MJS Finance & Technology（以下「MFT」といいます。）及び株式会社ミロク情報サービス（以下「MJS」といいます。）は、令和５年５月 25 日付吸収分割契約書に基づき、MFT を吸収分割会社とし、MJS を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。そのため、会社法第 791 条第１項第１号及び会社法施行規則第 189 条の規定に基づき本書面を作成し、MFT は会社法第 791 条第２項の規定に基づき、MJS は会社法第 801 条第３項第２号の規定に基づき、下記事項を記載した書面を備えおくこととします。

第1　吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

令和 5 年 7 月 1 日

第2　吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

1. 会社法第 784 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による手続の経過

本吸収分割においては、会社法第 784 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

2. 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

MFT は MJS の完全子会社であるため、MJS は MFT の特別支配会社に該当し、会社法第 785 条第 3 項括弧書の規定により同項に基づく通知を受けるべき株主に該当しません。よって、同条の規定による手続を行っておりません。

3. 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

MFT は、新株予約権を発行していないため、本吸収分割において、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

4. 会社法第 789 条（債権者異議手続）の規定による手続の経過

MFT は、会社法第 789 条第 2 項の規定により、令和 5 年 5 月 29 日付の官報公告にて、MFT の債権者に対し、本吸収分割について異議申述の公告を行い、また、同項の規定により、同日、知れている債権者に対して個別に催告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項により本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

第3　吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

1. 会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による手続の経過

本吸収分割においては、会社法第 796 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

2. 会社法 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であることから、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、MFT の株主には株式買取請求権が認められておりません。

3. 会社法第 799 条（債権者異議手続）の規定による手続の経過

MJS は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、令和 5 年 5 月 29 日付の官報公告及び電子公告にて、MJS の債権者に対し、本吸収分割について異議申述の公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項により本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

第4　吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

MJS は、本吸収分割の効力発生日である令和 5 年 7 月 1 日をもって、MFT より、本吸収分割に係る吸収分割契約書の定めに従い、MFT が MFT の SPALO 事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

第5　会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

令和 5 年 7 月 3 日に本吸収分割による変更登記の申請を行う予定です。

第6　前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上